

## 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

平成30年8月10日  
北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課  
北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

### 1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項に基づく行政処分を行いました。

### 2 対象事業者の概要

#### (1) 開設法人

法人名～特定非営利活動法人スマイルハートさくら

代表者名～理事長 花香 可南子

所在地～網走市潮見8丁目8番2号

#### (2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
グループハウスハーティさくら	居宅介護	平成22年1月29日	網走市潮見8丁目8番2号
	重度訪問介護	平成22年1月29日	
	行動援護	平成25年7月22日	

### 3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。

### 4 指定取消年月日 平成30年8月10日

サービスの種類	根拠法令
居宅介護	障害者総合支援法第50条第1項第3号、第5号及び第6号
重度訪問介護	障害者総合支援法第50条第1項第9号
行動援護	障害者総合支援法第50条第1項第9号

### 5 処分の原因となる事実

サービスの種類	処分の原因となる事実
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅以外の場所で身体拘束を受けていた利用者について、居宅で通常どおりのサービスを提供したとして、不正に介護給付費を請求した。</li> <li>・管理者及びサービス提供責任者が不在となり、人員基準違反の期間があったにもかかわらず、虚偽の届出を提出し人員基準違反を隠蔽していた。また、サービス提供責任者の業務を、事業所の職員ではない法人の元代表者が行っており、人員基準違反が継続していた。</li> <li>・監査で提示された勤務表に常勤と記載されていた2名の介護員について、1名は全く勤務実績がないにもかかわらず勤務表に記載し、また、もう1名は別法人の関連事業所にも常勤として二重に記載し、虚偽の報告を行ったこと。</li> </ul>
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護において、上記の法令違反をした。</li> </ul>
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護において、上記の法令違反をした。</li> </ul>